

※Adamポイントのチャージ（新規発行）は2026年1月19日をもって終了いたしました。お持ちのAdamポイントは引き続きご利用いただけます。

Adamポイント規約

利用者が、当社が発行するAdamポイントを利用するには、この規約（以下「本個別規約」といいます。）をご確認の上、本個別規約に同意いただく必要があります。

第1条（適用範囲）

本個別規約は、当社が発行するAdamポイントに関する取扱いについて定めるものです。本個別規約に定めがない事項は、Adam byGMO利用規約の規定を適用又は準用します。

第2条（定義）

本個別規約において使用する用語の意義は、Adam byGMO利用規約に従う他、以下に定めるとおりとします。

- (1) 「本個別規約」とは、このAdamポイント規約をいいます。
- (2) 「Adamポイント」とは、当社が発行する前払式支払手段をいい、Adam byGMOの個別サービスに該当します。
- (3) 「アイテム売上金」とは、利用者が2次出品者としてその保有するアイテムを販売した場合に受領したアイテム代金の総額をいいます。

第3条（利用範囲）

AdamポイントはAdam byGMOにアクセスし、第5条の規定に従い、Adamポイントの残高の範囲内で、Adam byGMOにおけるアイテム代金の決済にご利用いただけます。

第4条（Adamポイントの発行）

1. Adamポイントは、Adam byGMOにおいて、当社所定のクレジットカード又はアイテム売上金を用いて、チャージすることができます。
2. Adamポイントのチャージは、クレジットカードによる場合は1000円以上1円単位で、アイテム売上金による場合は1円以上1円単位で行うことができます。
3. Adamポイントのチャージ額及び残高の上限額は100万円です。
4. 利用者は、Adamポイントをチャージする場合は、事前にチャージ金額を確認するものとします。理由の如何を問わず、チャージ後の取消し又は払戻しはできません。

第5条（Adamポイントのご利用）

1. 利用者は、Adam byGMOにアクセスし、ユーザーアカウントにID及びパスワードを入力してログインすることにより、アイテム代金の支払いにAdamポイントを利用することができます。
2. Adamポイントは1円単位でご利用することができます。
3. 取引契約成立後、利用者がアイテム代金の全部又は一部の支払にAdamポイントを利用する旨の意思表示を行い、当社がこれを承認した場合には、Adamポイントの残高を上限として、Adamポイントの残高からアイテム代金額を差し引くことにより、当該代金額のお支払いがあったものとみなされます。
4. 前項の場合、アイテム代金額及び支払後のAdamポイントの残高がマイページに表示されますので、利用者はそれらに誤りがないことをご確認ください。
5. 利用者から提示を受けたAdamポイントの残高がアイテム代金額に満たない場合は、アイテム代金の決済は完了しませんので、その他の方法により別途お支払いするものとなります。

第6条（Adamポイントの残高の確認方法）

Adamポイントの残高は、Adam byGMOにアクセスし、ユーザーアカウントにID及びパスワードを入力してログインすることにより、ご確認くださいことができます。

第7条 (Adamポイントの払戻し等)

利用者はAdamポイントの残高を払戻し又は換金することはできません。ただし、法令等の制定・改廃・解釈変更、又は当社の業務上の必要が生じたことによりAdamポイントの取扱いを全面的に廃止した場合には、利用者に対して当社所定の方法によりAdamポイントの残高の払戻しを致します。

第8条 (Adamポイントのご利用停止)

当社は、次のいずれかに該当するときは、Adamポイントの利用を停止し、又はAdamポイントを失効させることができるものとします。

- (1) 利用者が不正な方法によりAdamポイントを取得し、又は不正な方法で取得されたAdamポイントであることを知ってご利用される場合
- (2) Adamポイントが偽造又は変造されたものである場合
- (3) 利用者が本個別規約に違反した場合
- (4) 利用者のユーザーアカウントが停止又は削除された場合
- (5) 上記各号の他、当社がAdamポイントのご利用の停止を必要とする相当の事由があると判断した場合

第9条 (Adamポイントのご利用期間)

Adamポイントのご利用期間は、Adamポイントをチャージした日から1年間とします。ご利用期間を経過したAdamポイントは失効し、ご利用できなくなりますのでご注意ください。この場合、Adamポイントの残高にかかわらず返金はしないものとします。

第10条 (Adamポイントのご利用の中止又は中断)

当社は、システムの保守、インターネット、システム、コンピュータの障害、情報セキュリティインシデントなどによるシステムの中止又は中断の必要があると認めたときは、利用者に事前に通知することなく、Adamポイントのご利用を中止又は中断できるものとします。

第11条 (譲渡等の禁止)

Adamポイントについては、譲渡その他処分、質入れその他の担保権を設定することはできません。

第12条 (補償)

Adamポイントが不正にチャージ、利用又は処分等されたことにより利用者に生じた損失について、別途定める「不正取引による損失の補償等に関する方針」に従うものとします。